

令和3年4月1日採用
播磨町職員(任期付短時間勤務職員)
採用候補者試験実施要項

【受付期間】

持参 令和2年10月26日(月)～11月25日(水)
9:00～17:00(土、日を除く)
郵送 令和2年10月26日(月)～11月25日(水)
17:00必着

※受付期間を経過したものは、理由のいかんを問わず受け付けることはできませんのであらかじめご了承ください。

【試験日】

令和2年12月6日(日)

【問合せ・申込先】

播磨町役場 総務グループ 人事文書チーム
〒675-0182 播磨町東本荘1丁目5番30号
電話 (079) 435-0355 (内線 209、215)



1 採用職種及び採用予定者数等

採用職種	職務内容等	採用予定者数	受験資格等
		配属先(予定)	
保健師	通いの場での健康教育・健康相談、訪問指導等、高齢者に関する保健業務全般	1人	保健師の資格を有する人
		保険年金グループ	
家庭児童相談員	18歳未満の子どもを取り巻く家庭問題や子育ての悩み相談、児童虐待等の児童家庭相談、児童虐待対応、関係機関との連携・調整等	1人	次のいずれかに該当する人 ア 児童福祉司、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する人 イ 保健師、助産師、看護師、保育士、教員（専修・1種）、教員（2種）又は児童指導員の資格を有し、2年以上の実務経験を有する人
		福祉グループ	
総合相談・障害福祉サービス調査専門員	総合相談窓口（障害者基幹相談支援センター含む。）の受付・相談業務、関係機関との連携・調整業務、障害福祉サービス利用に伴う障害区分認定調査業務、福祉会館運営補助業務等	3人	保健師、精神保健福祉士、看護師、社会福祉士又は相談支援専門員の資格を有し、当該資格による実務経験が2年以上ある人
		福祉会館	
検査員	工事若しくは製造その他について請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結したものについて契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするために必要な検査業務	1人	建設工事に係る施工管理や監督の実務経験を20年以上有し、かつ、行政経験を10年以上有する人
		総務グループ	

<注意事項>

- 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格条項）の各号のいずれかに該当する人は受験できません。
- 全ての職種について任期付短時間勤務職員として採用する予定です。
- 任期付短時間勤務職員とは、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条に規定される任用の期間を限った一般職の職員で、採用試験に合格した後は採用候補者名簿に登載され、令和3年4月1日以降に、3年の範囲内で任期を限って任用されます。
- 任期付短時間勤務職員として任用された事実は、播磨町が今後行う他の職員採用試験において、いかなる優先権を与えるものではありません。
- 活字印刷文による試験（マークシート方式を含む。）及び口述による試験を行います。
- 合格基準に満たない場合は不合格となるため、実際の合格者数が予定人員を下回る場合があります。

2 申込方法・受付期間

<p>申込先 (問合先)</p>	<p>播磨町 総務グループ 人事文書チーム 〒675-0182 播磨町東本荘1丁目5番30号 電話 (079) 435-0355 (内線 209、215)</p>
<p>申込方法 添付書類</p>	<p>所定の受験申込書兼履歴書(裏面に氏名を記入した写真を貼付のこと)及び受験票に必要事項を記入のうえ、上記まで持参又は郵送してください。 また、お申込みに当たって必要な添付書類等は次のとおりですのでご注意ください。</p> <p>○保健師の場合</p> <p>① 保健師の資格を有していることを証する書類(免許状の写し等)</p> <p>○家庭児童相談員(受験資格アに該当)</p> <p>① 児童福祉司、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有していることを証する書類(免許状の写し等)</p> <p>○家庭児童相談員(受験資格イに該当)</p> <p>① 保健師、助産師、看護師、保育士、教員(専修・1種)、教員(2種)又は児童指導員の資格を有していることを証する書類(免許状の写し等)</p> <p>② ①の資格による実務経験(※)が2年以上であることを証する書類(在職証明書等)</p> <p>○総合相談・障害福祉サービス調査専門員の場合</p> <p>① 保健師、精神保健福祉士、看護師、社会福祉士又は相談支援専門員の資格を有していることを証する書類(免許状の写し等)</p> <p>② ①の資格による実務経験(※)が2年以上であることを証する書類(在職証明書等)</p> <p>○検査員の場合</p> <p>① 職務経歴書〔町指定様式〕</p> <p>※実務経験の内容によっては、受験資格として認められない場合もあります。このため、実務経験の内容については個別に確認させていただきますので、お手数ですが事前にお問い合わせください。</p>
<p>受付期間</p>	<p>(持参) 令和2年10月26日(月)～11月25日(水)平日9時～17時 (郵送) 令和2年10月26日(月)～11月25日(水)17時必着</p>

<注意事項>

- ・郵送で申し込まれる場合は、受付後に受験票を返送しますので、宛先を記載し84円切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- ・受験票は、持参の場合は即日交付し、郵送の場合は後日申込者あてに送付します。
- ・提出書類の記載内容に虚偽等があった場合には、合格を取り消すことがあります。

3 試験の日時・場所・方法

(1) 筆記試験

- ①日時 令和2年12月6日(日) 8時30分 受付開始
9時00分 試験開始
- ②会場 播磨町役場 第1庁舎 3階 会議室
- ③携行品 筆記用具(HBの鉛筆、消しゴム)、受験票
- ④試験科目 課題解決力試験(60分程度)、事務能力検査(45分程度)を実施します。
- ⑤その他
 - ・応募者数によっては、書類選考を行う場合があります。
 - ・検査員については、筆記試験は実施しません。

(2) 口述試験

- ①日時 令和2年12月6日(日) 筆記試験終了後
- ②会場 播磨町役場 第1庁舎 3階 会議室
- ③その他
 - ・応募者数によっては、日程を変更する可能性があります。
 - ・検査員については、9時00分より口述試験を行います(8時30分受付開始)。

4 結果通知

令和2年12月下旬に郵便により通知します。

5 採用

この採用試験に合格した人は、採用候補者名簿に登載し、必要に応じて令和3年2月下旬から3月中に行う健康診断の結果、勤務に支障がないと認められたときは、令和3年4月1日以降に採用の予定です。

6 勤務条件

(1) 身分

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条及び播磨町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成29年条例第23号)第4条に基づく任期付短時間勤務職員

(2) 給与

播磨町職員の給与に関する条例(昭和61年条例第1号)並びに播磨町一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び播磨町一般職の任期付職員の採用等に関する規則(平成29年規則第34号)の規定により、給料のほか地域手当、期末・勤勉手当、通勤手当及び時間外勤務手当等が支給されます。

下記①から③までの記載事項は全て令和2年4月1日時点のものであり、令和3年4月1日時点では変動する場合があります。

①給料

初任給は下記のとおりとなっています。

なお、採用前に職歴等がある場合は、一定の基準により加算されます。

職種	月額給与の基準 (3%の地域手当を含む。)
○保健師	145,289円
○家庭児童相談員 ○総合相談・障害福祉サービス調査専門員	150,132円
○検査員 ※フルタイムでの実務経験を20年有する場合 (短大2卒以上)	204,022円

参考情報) 職歴10年を加算した場合

職種	月額給与の基準 (3%の地域手当を含む。)
○保健師	183,485円
○家庭児童相談員 ○総合相談・障害福祉サービス調査専門員	189,602円

②期末・勤勉手当

期末・勤勉手当の見込みは下記のとおりです(勤務成績が標準の場合であり、勤勉手当は勤務成績により変動します。)

区分		支給月数
期末手当	6月支給	1. 3月分(1年目は0.39月分)
	12月支給	1. 3月分
	合計	2. 6月分
勤勉手当	6月支給	0.925月分(1年目は0.50875月分)
	12月支給	0.925月分
	合計	1.85月分

③通勤手当及び時間外勤務手当等

通勤手当及び時間外勤務手当等の手当を該当者に対して支給します。

(3) 勤務期間

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第27号）により、勤務時間、休暇等が規定されていますが、配属先や時期により変更となる場合もあります。

①保健師

勤務する日	勤務時間	1週間の勤務時間
月～金曜日	9時00分から16時00分 (うち休憩1時間 1日6時間勤務)	30時間

②家庭児童相談員

勤務する日	勤務時間	1週間の勤務時間
月～金曜日のうち1日	9時00分から17時00分 (うち休憩1時間 1日7時間勤務)	31時間
月～金曜日のうち4日	9時00分から16時00分 (うち休憩1時間 1日6時間勤務)	

③総合相談・障害福祉サービス調査専門員

勤務する日	勤務時間	1週間の勤務時間
火～土曜日のうち4日	8時30分から17時15分 (うち休憩1時間 1日7時間45分勤務)	31時間

④検査員

勤務する日	勤務時間	1週間の勤務時間
月～金曜日のうち4日	8時30分から17時15分 (うち休憩1時間 1日7時間45分勤務)	31時間

(4) 休暇等

- ・休日（国民の休日及び年末年始の休日）
- ・年次有給休暇（勤務開始日、勤務日数に応じた付与日数となります。）
- ・特別休暇（夏季、忌引等）

(5) その他

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。

7 任期

今回採用予定の任期付職員の任期は令和4年3月31日までを予定しています(地方公務員法第22条第1項に基づく6か月間の条件付期間を含む)。

ただし、勤務の実績や業務の都合等により3年の範囲内で任期を更新することがあります(更新に同意いただくことが前提となります)。

8 受験手続等の問い合わせ、申出先

〒675-0182

兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号

播磨町役場 総務グループ人事文書チーム

電話 079(435)0357(直通)